

# 令和7年第1回定例会議事日程（第2号）

令和7年3月4日（火）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度吉富町一般会計補正予算（第9号）について）
- 日程第3 議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第11号 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第12号 吉富町災害対策基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第13号 吉富町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第14号 吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第15号 令和6年度吉富町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第10 議案第16号 令和6年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第11 議案第17号 令和6年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第18号 令和6年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第19号 令和6年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第14 議案第20号 令和7年度吉富町一般会計予算について
- 日程第15 議案第21号 令和7年度吉富町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第22号 令和7年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第17 議案第23号 令和7年度吉富町奨学金特別会計予算について
- 日程第18 議案第24号 令和7年度吉富町水道事業会計予算について
- 日程第19 議案第25号 令和7年度吉富町下水道事業会計予算について
- 日程第20 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第21 議案第26号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及

び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第22 議案第27号 土地改良事業の施行について

令和7年第1回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和7年3月4日	
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場	
開 会	3月4日 10時00分	
応 招 議 員	1 番 新保 祐介	6 番 横川 清一
	2 番 丸谷 宏一	7 番 是石 利彦
	3 番 角畑 正数	8 番 岸本加代子
	4 番 向野 倍吉	9 番 矢岡 匡
	5 番 太田 文則	10番 山本 定生
不 応 招 議 員	なし	
出 席 議 員	応招議員に同じ	
欠 席 議 員	不応招議員に同じ	

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長	花畑 明	子育て健康課長	梅林 正典
	副 町 長	和才 薫	上下水道課長	奥家 照彦
	教 育 長	若山誠一郎	地域振興課長	守口 元子
	未来まちづくり課長	別府 真二	教 務 課 長	石丸 順子
	総務財政課長	奥本 仁志	建 設 課 長	軍神 宏充
	住 民 課 長	南 博己	会 計 管 理 者 検 査 会 計 室 長	奥本 恭子
	税 務 課 長	岩井 保子	吉富保育園長	高尾 広篤
	福祉保険課長	友田 哲也	吉富幼稚園長	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	中家 立雄
	書 記	小原 弘光
	書 記	鶴本 宏

町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名について**

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、太田議員、横川議員の2名を指名いたします。

---

**日程第2. 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度吉富町一般会計補正予算（第9号）について）**

○議長（山本 定生君） 日程第2、議案第8号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度吉富町一般会計補正予算（第9号）について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書1ページをお願いいたします。

議案第8号専決処分の承認を求めることについてでございます。

築上郡・豊前市選挙区の福岡県議会議員が令和7年2月20日に辞職をされたことに伴い、福岡県議会議員補欠選挙が執行されることが決まり、選挙の執行に必要な補正予算を計上する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度吉富町一般会計補正予算（第9号）を令和7年2月21日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

それでは、一般会計補正予算書（第9号）をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和6年度吉富町一般会計補正予算（第9号）としまして、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億336万1,000円とするものでございます。

歳入については、ほぼ全額が県の委託金となります。

歳出については、福岡県知事選挙と同日に執行され、投開票に関する多くの経費を共用できるため、県議会議員補欠選挙を執行するに当たり、追加で必要となった経費のみを予算計上した結果、単体で選挙を執行するよりも大幅に少ない金額で済む見込みとなっております。

以上で説明を終わります。御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これから質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。なお、質疑の回数は、同一議題について3回を超えることができないようになっていますので、よろしく願いいたします。

また、質問者、答弁者の発言は、挙手をし、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ事項別明細書、総括歳入、5ページ同じく総括歳出、次に歳入6ページ、歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。歳出7ページ。歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 補正予算給与費明細書（第6号）8ページ、9ページ、10ページまで。以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号専決処分承認を求めることについて（令和6年度吉富町一般会計補正予算（第9号）について）は、原案のとおり承認することに決しました。

---

日程第3. 議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第3、議案第9号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書3ページを御覧ください。

議案第9号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

刑法等の一部を改正する法律が、令和7年6月1日に施行され、現行の刑罰のうち、懲役及び禁錮の2つの刑が拘禁刑に一本化をされることから、現行の2つの刑罰を規定する本町の各条例の一部をそれぞれ本整理条例により改正をするものでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明いたします。

議案書は4ページから5ページ。附属資料の新旧対照表は1ページから9ページまでとなります。

○議長（山本 定生君） 課長、長くなるようだったら着座で結構です。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 着座で失礼いたします。

それでは、御説明いたします。

まず、第1条の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、それから第2条の一般職の職員の給与に関する条例、第3条の吉富町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、第4条の吉富町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例、以上の4条例については、いずれも条文中に記載のある「禁錮」の刑罰を「拘禁刑」に改める改正でございます。

続いて、新旧対照表6ページからの第5条の吉富町土砂のたい積の規制に関する条例、次の第6条の吉富町個人情報の保護に関する法律施行条例、第7条の吉富町個人情報審査会条例、第8条の吉富町議会の個人情報の保護に関する条例、以上の4条例については、いずれも条文中の「懲役」の刑罰を「拘禁刑」に改める改正でございます。

最後に附則です。議案書の5ページを御覧ください。

まず、第1条の施行期日としまして、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日か

ら施行することとしております。この日付は、国の政令によりまして令和7年6月1日となる予定でございます。

次に、第2条は経過措置となります。

1項で、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとしております。

2項で、この条例の施行後にした行為について、他の条例等の経過措置の関係で、なお従前の例によることとされたもの、または改正前の条例等の定めによることとされ、改正前の懲役、禁錮の刑罰が適用されることとなる場合については、それぞれ当該刑罰と長期・短期を同じくする有期拘禁刑を適用することとしております。

第3条は、人の資格に関する経過措置です。

懲役もしくは禁錮に処せられた者などを人の資格制限、いわゆる欠格条項等の対象としている場合があります。この人の資格について、他の条例等の経過措置の関係で、懲役や禁錮に処せられていないことなどの条件が引き続き課される場合には、今後、拘禁刑に処せられた者については、無期拘禁刑は無期禁錮に、有期拘禁刑に処せられた者は、刑期を同じ期間とする有期禁錮に処せられた者とみなして、人の資格要件を判断するという経過措置の規定でございます。

最後に、第4条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正における経過措置になります。

刑法等の改正やこの条例の改正前に犯した禁錮以上の刑により起訴された者は、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の第20条の3第1項第1号及び第3項第3号、これはどちらも期末手当の一時差止に関する規定であります。この規定の適用において、拘禁刑により起訴された者とみなすための規定でございます。

以上で説明を終わります。御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第4. 議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第4、議案第10号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書の7ページをお願いいたします。

議案第10号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

超過勤務の免除対象となる子の範囲の拡大と、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度を強化するため、いわゆる育児・介護休業法と次世代育成支援対策推進法の一部が改正をされ、令和7年4月1日から施行されることを踏まえ、本町職員についても、法の趣旨に沿って制度改革を実施するため本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条を追って改正内容の説明をさせていただきます。

○議長（山本 定生君） 課長、着座でどうぞ。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 着座にて失礼します。

議案書は8ページから、議会附属資料10ページからの新旧対照表をそれぞれ御覧ください。

まず、第8条の2の改正でございます。この第8条の2は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務を免除する規定であります。第2項の育児における時間外勤務免除の請求対象者について、これまでの3歳に満たない子のある職員から、小学校就学の始期に達する前の子のある職員までに対象者を拡大いたします。

次の新旧対照表11ページ、同条第4項につきましては、要介護者の介護のための勤務の免除を育児と同様に認めるための準用規定であります。先ほどの第2項の改正により、第4項において読み替える文言が改正をされたことに併せて、こちらも改正を行うものでございます。

次に、新旧対照表12ページ、第15条は、介護休暇に関する規定であります。この後、新

設する条文において、この条で定める要介護者となる配偶者等の定義をそのまま利用するに当たり、その定義を配偶者等という表現に省略をできるようにするための改正でございます。

次の第17条の2は、新設の条文となります。第1項で配偶者等、これは先ほどの省略の関係で、父母や子、配偶者の父母なども含みますが、これらの者が介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度または措置等を周知するとともに、制度の利用について当該職員の意向を確認するための面談等の措置を講じなければならない旨を定めるものでございます。

次の第2項では、40歳に達した職員について、第1項に規定する仕事と介護の両立支援に関する制度の周知をしなければならないと定めるものでございます。

続いて、第17条の3も新設の条文です。仕事と介護の両立支援に関する制度の請求等が円滑に行われるようにするため、第1号で、職員に対する介護両立支援制度等に関する研修の実施、第2号で、介護両立支援制度等に関する相談体制の整備、第3号で、その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置をそれぞれ講じなければならないと定めるものでございます。

最後に、議案書の8ページの一番下からを御覧ください。

附則としまして、第1条でこの条例は令和7年4月1日から施行することといたします。ただし、次条の規定につきましては、公布の日から施行することとしております。

この第2条では、経過措置といたしまして、この条例の施行日後の日を開始日とする、育児に伴う時間外勤務の免除の請求につきましては、施行日前においても請求ができる旨を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号は総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって議案第10号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決しました。

---

**日程第5. 議案第11号 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の**

### 提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第5、議案第11号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書10ページをお願いいたします。

議案第11号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法と呼ばれる法律であります。この法律が改正をされ、条項が追加をされたことに伴い、同法を引用する条文に条項のずれが生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例改正の内容について御説明をいたします。

議案書は11ページ、附属資料の新旧対照表は14ページを御覧ください。

第2条において、第2号の「第2条第8項」を「第2条第9項」に、第3号の「第2条第12項」を「第2条第13項」に、第4号の「第2条第14項」を「第2条第15項」に、それぞれ改めるものでございます。マイナンバー法の第2条第8項に、新たにスマートフォンでマイナンバーカードと同様の本人確認を可能とするための電子データに関する条文が追加をされたため、それ以降の項が繰り下がったことから、繰り下がった項を引用している条文を改正するものでございます。

附則としまして、この条例は改正法の施行日である令和7年4月1日から施行することといたします。

以上で説明を終わります。御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 1 号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第 6. 議案第 1 2 号 吉富町災害対策基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第 6、議案第 1 2 号吉富町災害対策基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 議案書 1 2 ページです。

議案第 1 2 号吉富町災害対策基金条例の一部を改正する条例の制定についてです。

今回の改正は、基金の運用から発生する利息について、その運用方法における範囲を拡充するものです。災害の予防や応急対策、防災設備や機器整備などの費用に充当することを可能とするため、本条例の一部を改正するものです。

議案書 1 3 ページ、併せて附属資料 1 5 ページをお願いします。新旧対照表でございます。

吉富町災害対策基金条例（平成 2 4 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。第 4 条中、「計上して」を「計上し、第 1 条に規定する経費に充てる。この場合において、基金に剰余を生じたときは」に改める。附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。向野議員。

○議員（4 番 向野 倍吉君） 今の説明ですと、余剰金というか利子のことだと思うんですけども、それは一般会計に入るのではなくて、利子、お金なんですけど、災害に対する費用に使うということよろしいでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 先ほど、改正文の中で、第 1 条に規定する経費というところで改正したわけですが、第 1 条に規定するということには、災害の予防や応急対策等への

費用の充当というところがございますので、運用利息については、具体的に申し上げますと、毎年度更新する災害需要の食料用備蓄品の購入費用であったり、そこを基本としまして、7年度に限りましては地域防災計画策定業務というのを改正する予定でありますので、そういったところへの一般会計からの支出に充当したいと考えています。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 備蓄やら、そういったものに使われていると結構な金額になると思うんですけども、そういった予算の予測みたいなのはありますか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 例えば、基金の運用の中で様々運用するっていう方法があるんですけど、一般的には国庫債券等を購入し、そこから生じる利息について、現状では20年以上のものについては2%から2.3%という年利がついているようなので、こういったところで運用しながら、そこから出た運用益については、先ほど申しましたが、毎年の更新の必要な備蓄用の食料品といいますか、そういったところの部分に充てまして、残りの部分については、その年度に必要な災害、それから防災の機器、設備等の費用に充てたいと考えています。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 最後に、益金に剰余を生じたときは、基金に編入するとあるんですけど、どういう場合が可能なんですか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 年度、年度で必要なものと必要ではないっていうか、コンスタントに必要なものは、先ほど来、申し上げておりますが、災害時用の食料備蓄品というのは、毎年4年に1回、5年に1回という周期で更新している状況です。その他、例えば消防のナビゲーションシステムがあつたり、バックモニターであつたり、一般質問等でも上げられておりましたが、そういったところへの必要な費用以外に、特段これとって、災害対策・防災対策の費用がない場合は、さらに基金のほうに積み立てて運用していくというような流れになるかと思えます。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 基金の運用で利息を稼ぐと、言葉は選ばんといけんですけども、それで一般会計の中に入れて自由に使えるということだろうと思ったんですが、このように特定の防災に対して備蓄とか、そういうのは私としてはいいと思いますが、もし特定の場合作してし

まうんじゃないくて、自由な使い方の基金に入れとってやるというのと、決めたのは、やりやすいとか予算決めのためのために、何かそういう都合のいいことがあるんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 災害対策基金の本旨といたしますか、そもそもの目的が、先ほど来、申し上げておりますが、災害の予防や応急対策というところが、そもそもの基金の目的というところになってございますので、当面は備蓄用品の更新というのが毎年度行っておりますので、その費用に充てたいと考えております。

それ以外の基金の残余分については、年度、年度でそれぞれ必要な対応が生じた場合に、そこに有効に活用していきたいと考えているというところであります。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号吉富町災害対策基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第7. 議案第13号 吉富町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第7、議案第13号吉富町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 議案第13号について御説明いたします。

議案書14ページをお願いします。

議案第13号吉富町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

○議長（山本 定生君） 課長、長くなるようでしたら着座で結構です。

○地域振興課長（守口 元子君） はい、失礼します。

今回の改正は、令和6年12月議会での丸谷議員からの一般質問「町の発展につながる企業誘致について、企業誘致を行う場合の業種と場所について」の中で、企業であれば広い面積が必要となりますが、大規模小売店舗であれば面積が狭くても誘致が可能となり、地域の利便性の向上、営業時間も早朝から深夜までの営業となるため、交代勤務などもあり、雇用の促進、また女性の雇用の観点からも多くのメリットがあるのではとの御質問をいただきました。

答弁にて、吉富町におきましても、大規模小売店舗の受入体制の拡充を行うために、まずは現在の吉富町企業立地促進条例の改正を検討する旨のお答えをいたしました。

以上の経緯から、今回、本条例の一部を改正するものであります。

議案書15ページと附属資料の16ページの新旧対照表も併せて御覧ください。

吉富町企業立地促進条例の一部を改正する条例、吉富町企業立地促進条例（平成17年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附属資料16ページ、新旧対照表を御覧ください。下線部分が今回の改正であります。

改正案第2条第1号事業所の種類に、新たに「大規模小売店舗」を加え、同条中3号の次に、「4号大規模小売店舗、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する施設をいう。」を加える。

続いて、同条8号業種日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）。この改正につきましては、現行の7号のカッコ内「平成19年総務省告示第618号」は、現在使用されておられませんので、現在のものに改正をしております。

右側の現行9号、一番下の号になります。

町民の雇用についての内容を、17ページ10号の新規雇用者に置き換えるものです。17ページ10号、新規雇用者。事業所等の新設等に伴い、新たに雇用するものであって、次に掲げるいずれの要件にも該当するものをいう。以下ア、イ、ウとなります。

今回の改正では、雇用者について法律に基づいた内容に改正しております。

第3条奨励措置については、現行の1号、2号の次に、「3号施設整備等補助金（事業所等の新設等に伴い付随施設等の整備又は復旧を行った事業者については、規則に定めるところによりその費用の一部を助成するものとする。）の交付」を加える。

この改正は、現行の奨励措置では、1号は便宜の供与、2号は企業立地奨励金の交付となっており、現行では規則の定めるところにより、奨励金として固定資産税相当額2分の1を3年間交付しております。

大規模小売店舗を誘致している近隣自治体を参考にしましたところ、ほとんどの自治体が、固定資産税に対する奨励金のほかに、施設整備等補助金を交付しております。

今回の改正により、加えました施設整備等補助金は、近隣自治体に劣らない内容としており、大規模小売店舗の誘致を積極的に考えるものであります。

この施設整備等補助金につきましては、新たに吉富町企業立地施設整備等補助金交付規程を制定することにしております。

18ページをお願いします。

第6条奨励金の交付についてですが、第1項第2号について、現行では新設にあつては、投下固定資産総額が2億円以上でかつ町民の雇用5人以上（中小企業者は、投下固定資産総額5,000万円以上でかつ町民の雇用2人以上）、増設・移設にあつては、投下固定資産総額3,000万円以上の事業所等を設置した場合となっておりましたが、今回の改正では、投下固定資産総額「2億円」を「2,000万円」に改正しております。

これもまた、近隣自治体の状況も調査し、大規模小売店舗の基準に合わせた改正でございます。

また、新規雇用者5人以上とありますが、これは第2条第10号の改正に伴うものです。

併せて、現行の括弧内については、投下固定資産総額を2,000万円と、新規雇用者5人以上に改正されることから削除しております。

増設・移設にあつての投下固定資産総額「3,000万円」以上につきましても、新設と同額の「2,000万円」に改正しております。

これにより、中小企業や大規模小売店舗の町への誘致を緩和し、ハードルを下げる改正であります。

最後に、附則でございます。議案書15ページ、一番下を御覧ください。

附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 今、御説明がありました改正で、現時点でどのような企業、ジャンルとか規模を含めて、もし具体的にあれば教えてください。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 大規模小売店舗についてお答えします。

福岡県大規模小売店舗立地法届出一覧表にあります店舗を想定しており、例えば、ダイレック

ス、グッデイ、コスモス、トライアル、ドラッグストアモリ、ナフコなどが該当します。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 2点お聞きします。

一つは、（「岸本議員、マスクをはずして言ってもらえますか」と呼ぶ者あり）町民の雇用について、今回は法律に基づいて改正したという説明だったんですけど、要するに今までは町民に規定していたと思うんですね。今回はその規定がなくなっているんですけども、町民っていうふうに規定したら法律に触れるんでしょうかっていうのが1点。

それから、もう一つはですね、新設される施設整備等補助金ですね。これは規則に基づいてというのがあるんですけど、これどういう内容なんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） まず1点目の町民の雇用というところを削除したという理由でお答えします。

町民の雇用を新規雇用5人に改正した理由としましては、町民の雇用については、新たに制定する吉富町企業立地促進施設整備等補助金交付規程において、雇用奨励金の交付をする内容を設けております。

その内容としましては、新規に町民の常用雇用者を5人以上雇った場合、新規雇用から6か月経過した後に、1人につき20万円の奨励金を交付することとしております。

規程内で、町民の雇用について明記をしておりますので、条例のほうでは新規雇用者5人以上ということに改正をしましたので、法律に基づくとか、法律に違反するということではございません。

以上です。

それと2点目、施設整備等補助金、これについて御説明いたします。

施設整備等補助金の種類については、4種類ございまして、1種目は、付帯施設等整備補助金です。この補助金は、2つに内容が分かれております。

1つ目は、町内事業所の新設時に、安全措置等を講じるための設備工事費が対象となります。補助金は、経費の4分の3の額となり、上限額が1,000万円です。

2つ目は、町内事業所が自然災害に伴い、災害前の施設と同程度の復旧を行う場合、保険金等を差し引いた必要であると認められる復旧費です。補助金は、復旧に要する経費、上限額250万円です。

2種目は、先ほど申し上げた雇用奨励補助金となります。

3種目は、用地取得奨励補助金です。町内事業所の新設を行う場合、事業所用地を新規に取得

し、事業所を開始した場合における用地の購入費となります。補助金は、用地購入費の100分の10の額となり、上限1,000万円です。

4種目は、用地賃借料補助金です。町内事業所の新設を行う場合、事業開始に当たり、賃貸借した事業所用地の賃借料となります。補助金は、賃借料の2分の1の額を操業開始から3年間交付し、上限は年度当たり300万円としております。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号吉富町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

---

**日程第8. 議案第14号 吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（山本 定生君） 日程第8、議案第14号吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それでは、議案第14号について御説明をいたします。

議案書の16ページでございます。

議案第14号吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例のうち、第3条及び第4条を改めるものですが、今回の改正につきましては、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、技術上の監督業務を行う者及び水道技術管理者の資格要件が改められたことを踏まえまして、本条例を改めるものでございます。

本条例の第3条及び第4条は、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件につきまして定められておりますが、今回の法改正によりまして、給水人口が5万人以下である水道事業では、上水道に関する技術上の実務に従事した経験年数が、水道法施行令及び水道法施行規則に定

められている期間の2分の1以上とされているところが主な改正点の一つであり、昨今の技術者の不足に対する対応がなされているものでございます。

なお、今回の改正は大幅で煩雑な改正が行われていることから、全部改正の方法を取らせていただいております。

ここからは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表19ページを御覧ください。

○議長（山本 定生君） 課長、長くなるようでしたら着座で結構です。

○上下水道課長（奥家 照彦君） ありがとうございます。

新旧対照表19ページの左側の欄、改正案により説明を行いますが、条例文の朗読は省略をさせていただきます、各号ごとの改正の内容を説明させていただきたいと思います。

それでは、布設工事監督者の資格、第3条、法第12条第2項に規定する条例で定める資格は次のとおりとする。

第1項第1号では、学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において、衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、現行規定では2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とされていましたが、改正案では、衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めている要件が削除され、土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者と改めます。

第2号では、第1号同様に、大学の土木工学科又はこれに相当する課程において、衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とされておりましたが、改正案では、大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者と改めるものです。これは、法では実務経験が4年以上と規定されているものです。

第3号は、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後——次の20ページでございませぬ——現行規定では、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とされていましたが、改正案では2年6月以上に改めるものです。

第4号は、今回新たに加えられる規定となりますが、短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者と規定しており、法では実務経験年数は6年となっております。

第5号は、改正案で第4号が追加されたための号ずれであり、高等学校若しくは中等教育学校又は旧中学校令による中等学校において、改正前は7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とされていましたが、3年6月以上の実務経験に改めております。

第6号は、今回新たに加えられるものですが、高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者と規定いたします。法では8年以上の実務経験となっております。

第7号は、改正案で第4号、第6号が追加されたための号ずれであり、改正前第5号での規定の10年以上の実務経験期間が、改正案では5年以上に改正をしております。

21ページになります。

第8号は、改正前第6号からの号ずれであり、規定中、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とされていましたが、改正案では、1年6月以上に改めております。

第9号は、改正前第7号からの号ずれの規定となりますが、外国の学校において、新たに追加された号を含む第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を修め、定められた最低経験年数以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者と改められております。

第10号は、第8号からの号ずれであり、技術士法の定めによるものですが、1年以上の実務経験が6月以上に改められております。

続いて、22ページになります。

第11号は、新たに加えられる規定となりますが、建設業法施行令の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者という規定が追加されたものです。法では3年以上の実務経験と定められております。

続きまして、水道技術者の資格でございます。

第4条、法第19条第3項に規定する条例で定める資格は次のとおりとする。

第1項第1号は、改正前の規定を削除し、改定案のとおり改めるものです。規定のうち、前条の第1号、第3号、第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後に、同条第1号に規定する学校を卒業した者は1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者は3年6月以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者と定められております。法では実務経験年数が3年以上のところを条例では1年6月に、同じく5年以上を2年6月以上に、7年以上を3年6月以上と規定をしております。

第2号は、前条第1号、第3号または第5号に規定するそれぞれの学校を卒業した後の水道に関する技術上の実務に従事した経験年数を定めているものですが、現行規定4年以上は2年以上に、6年以上は3年以上に、8年以上は4年以上に、それぞれ改定案のとおり改めるものです。

第3号の規定では、現行規定では水道に関する技術上の実務経験10年以上とありますが、改

正案では法改正に準じまして5年以上に改めております。

第4号は、前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後、水道に関する技術上の実務に従事した経験年数を定めているものですが、法改正に倣い、現行5年以上は改正案では2年6月以上に、同様に7年以上は3年6月以上に、9年以上は4年6月以上に、それぞれ改めるものでございます。

第5号は、外国の学校における修得課程について規定するものですが、改正前の規定に、第1号に規定する課程を加えております。

第6号は、省庁における所掌事務の移管に伴いまして、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めるものです。

第7号、第8号は、新たに加えられる規定となりますが、技術士法並びに建設業法に定める試験及び検定に合格した者の、水道に関する技術上の実務に従事した期間の定めを追加するものでございまして、技術士法の規定による第2次試験のうち上水道部門に合格した者は6月以上、建設業法の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者は1年6月以上の実務経験年数と定めております。

議案書19ページに戻っていただきまして、附則でございまして、

施行期日。

第1項、この条例は令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号の改正規定は公布の日から施行する。

経過措置でございまして、

第2項、この条例の施行の際、現に改正前の吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者は、改正後の吉富町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者とみなす。

この経過措置ですが、これは改正以前の講習の課程を修了している者は、改正後の講習の課程を修了している者とみなすという経過措置でございまして、

なお、今回の改正につきましては法律の改正に伴うものであり、町独自の改正はございません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 最後のところに、独自の変更はないと言いました。全体を見ますと、今まで3年が1年6月とか、5年が何年とか、何か聞くところによると資格が少し易しくなったような印象を受けますが、現在、吉富町の資格者は足りないとか、不便だとか、難しいとか

というのがあるのかどうか。それからもう一つは、資格を新しく取った人に給与の面、何か加算が考えられているのかというようなことをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それでは、水道技術管理者及び布設工事監督者ですね、現在は私を含めまして3名、有資格者ということで、これは先ほども条例で説明をいたしました経験年数10年ということでの現在3名です。これに今、議員が御質問で言われたとおりに、法の改正の中で給水人口が5万人以下、吉富町はそれに当たります、それであれば、経験年数は半分、2分の1以上でいいんだということで今回改正をされました。ということで、本条例を改めることによりまして1名が、10年未満ではありますが、1名がこの有資格者というような形になりますので、今後、水道の技術を継承していく上で、町としても一つ有利になるなというような条例改正になっております。

もう一つ質問がありました給与面ですが、これを勤めているからということで給与が特別に加算されるというようなことは、現在はありません。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 法改正による改正ということなので、法律が変わったから条例も変えなくてはいけないと思うんですけども、現場で仕事をされる人として、実務経験が大幅に、ほぼ半分に減っているんですけども、何か懸念とかいうのはありませんか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 説明の中でも申し上げましたが、工学、理学、医学、薬学、そういった面をですね、こういった職員がそれらを大学等において修めてきたかというのは、私は、全職員についてそういったことまでは知り得ておりませんが、ですから、水道事業の場合、経験年数10年以上ということでこれまで従来ずっとやってきました、そこを中心に行ってきました。

ただ、10年というのは非常に長くて、今回それが2分の1以上に改められたということで、現在、私とともにやっている、公務のほうを担っている職員も、5年程度経験をすればいろんなことを覚えていきます。そして、覚えたにもかかわらず、10年の経験年数がなければ有資格者になれないというのは、非常に長いなというふうに私自身もこれまで感じておりました。

それが、技術が5年以上で大丈夫かと言われれば、本人の資質というようなことも十分加わってくるとは思います。経験があるから大丈夫だという言い方は少し危険なところも含むのかなと思います。水道に従事する者として一生懸命に水道の技術を学び、5年以上の経験期間を持っておれば有資格者になれるということで、また、該当する職員もまたそれが一つの励みになって、一生懸命頑張ってくれると思います。そういったことは、現有資格者である私のほうでしっかり

と確認をしながら、継承というところをつないでいきたいと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今の議論を聞いて思いました。特にやっぱり技術職の職場ですので、今言った、一定の期間がないと技術を学べないというようなことのようにです。ですから、上下水道課はほかの部署とは違う配置転換というんですかね、それに何かあるんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 上下水道課であるから特別な人事の措置をするというわけではございませんけれども、上下水道課が技術的なものを必要とする中で、そういった経験年数というのは十分に配慮をしながら、人事については考慮していくというところがございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 初歩的なのがよく分からないんですけど、工事業者が工事をするときに同じような資格が要るのか、もう監督者だけでその資格があれば工事ができるのか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 指定工事店ということで制度を定めておりますが、施工する工事店については、技術の取得というところで建設業法に定められた新たな、私どもが言う有資格者とはまた違うところでの検定に合格をした者ということになっております。

今回、布設工事監督者とありますが、この布設工事監督者は、本管を配管するとか給水工事をするとか、そういったところではなくて、もっと大きなところの浄水場の改築をするであるとか、配水の方法を変えるであるとか、そういった水道事業の根幹をなすといいますか、根本的なところの監督者という意味での水道布設工事監督者であります。ですから、今、議員の御質問にありました給水工事、本管の布設工事等における現状の資格については、工事店のほうでしっかりと技術検定を受けた者ということになっております。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号吉富町水道布設工事監督

者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分とします。

午前11時02分休憩

-----  
午前11時10分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第9. 議案第15号 令和6年度吉富町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（山本 定生君） 日程第9、議案第15号令和6年度吉富町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第15号については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号令和6年度吉富町一般会計補正予算（第10号）については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

日程第10. 議案第16号 令和6年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）  
について

○議長（山本 定生君） 日程第10、議案第16号令和6年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。よろしいでしょうか。補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ事項別明細書、総括歳入、5ページ同じく総括歳出、次に歳入6ページ、7ページまで。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。歳出8ページ、9ページ、10ページまで。歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 補正予算書給与費明細書（第4号）11ページ、12ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号令和6年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

日程第11. 議案第17号 令和6年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（山本 定生君） 日程第11、議案第17号令和6年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ事項別明細書、総括歳入、5ページ同じく総括歳出、次に歳入6ページ。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。歳出7ページ。歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号令和6年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

日程第12. 議案第18号 令和6年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について

○議長（山本 定生君） 日程第12、議案第18号令和6年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ事項別明細書、総括歳入、5ページ同じく総括歳出、次に歳入6ページ、7ページまで。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。8ページ。歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号令和6年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）については、総務文教委員会に付託いたします。

---

### 日程第13. 議案第19号 令和6年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（山本 定生君） 日程第13、議案第19号令和6年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ、補正予算実施計画書収益的収入及び支出、収入2ページ、支出3ページ、予定貸借対照表4ページ、5ページ、6ページまで。補正予算実施計画明細書収益的収入及び支出、収入7ページ、支出8ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号令和6年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第14. 議案第20号 令和7年度吉富町一般会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第14、議案第20号令和7年度吉富町一般会計予算についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第20号令和7年度吉富町一般会計予算については、本日は予算書の内容について執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号令和7年度吉富町一般会計予算については、本日は予算書の内容について執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

それでは、執行部からページを追って順次説明を受けます。予算書の準備はよろしいでしょうか。

それでは、予算書1ページ、次に9ページ第2表繰越明許費。建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 9款1項の消防費、排水設備整備事業6,485万円でございます。令和7年度一般会計予算の概要に記載しておりますように、大雨などによる浸水被害の軽減を図るため、移動式の大容量排水ポンプと管理用車両を整備するものでございます。

繰越理由は、大型自動車に関して、令和7年度目標とする省エネ法改正に伴う、新燃費基準の適合対応や衝突被害軽減ブレーキ基準強化対応など、各メーカーが新基準対応のため令和7年度中の納入が困難となるためです。

なお、車両と移動式ポンプを一括で契約予定としておりますので、総額を繰越明許費として計上しておりますが、移動式ポンプは一般的に年内納入されるとされております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 続いて、10ページ第3表債務負担行為。住民課長。

○住民課長（南 博己君） 住民基本台帳ネットワークシステム更新事業について、債務負担行為を設定するものです。このシステムは、令和元年9月から令和6年8月までの5年間のリース契約で導入いたしました。その導入後、標準化システムへ移行するまでの1年間、再リースを行うようにしております。

その再リース期間が令和7年8月に満了いたしますので、令和7年9月から機器更新及び標準化システムへ移行するために、令和7年度中の費用につきましては当初予算で計上し、令和8年

度から令和12年8月までの機器使用料と保守管理委託料の計1,831万6,000円を債務負担行為として計上しております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 11ページ第4表地方債、飛ばして15ページ歳入。税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 1款町税に占める割合の高い町民税と固定資産税について御説明いたします。

1項町民税です。町税全体の41.3%の割合を占めており、前年度比750万円増額の3億760万1,000円を計上しております。

1目個人町民税は、2億7,060万円の計上です。

1節現年課税分では、納税義務者数を過去5年間の平均と令和6年12月末時点での実績から均等割で3,300人、所得割で3,000人と想定し、均等割、所得割合わせて650万円の増額を見込んでおります。

2目法人町民税は、100万円の増額で3,700万1,000円の計上です。均等割では1号から9号法人を138社と想定しており100万円の増額、法人税割につきましては、令和5年度から6年度にかけて一部事業所における法人税割の増減に大きく影響を受けましたが、増額、減額ともに理由が単年度限りの取扱いによるものでありますので、令和6年度と同額を見込んでおります。

次に、2項固定資産税です。町税全体の50.4%の割合を占めており、前年度比1,100万円増額の3億7,537万2,000円の予算計上です。

1目固定資産税は、3億7,400万円の計上で、そのうち、現年課税分は3億7,300万円を計上しております。課税の基礎となる課税標準額は、土地については、農地からの地目変更や町有地の売却などの動きが認められますが、時点修正におきまして全体的に緩やかな下降傾向にあります。建物は、木造、非木造ともに新築家屋が増えたことに伴い、増額となっております。

償却資産につきましては、通常であれば減価償却により減少するところでございますが、一部の製造事業所における機器の購入や入替えなどの設備投資に伴い、増額となっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 15ページ、よろしいですか。16ページ、17ページ、18ページ、19ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 19ページです。

10款1項1目地方交付税で、1節普通交付税12億5,000万円、2節特別交付税8,000万円でございます。

これまでの交付実績及び令和7年度国の地方財政計画における伸び率等を考慮し、対前年で普

通交付税は5,000万円、特別交付税は1,000万円の増額で予算計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに18、19よろしいですか。20ページ、21ページ、22ページ、23ページ、24ページ、25ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 25ページをお願いします。

14款2項5目2節デジタル基盤改革支援補助金4,222万7,000円で、前年度比1,964万5,000円の増となっております。

こちらは、国が進めております自治体のシステム標準化に関する経費の補助金であります。令和7年度中にシステムの更新を行うこととされており、移行等に要する経費が大幅に増加をしたことから、これに伴い補助金も増額となっております。

なお、当初予算では、国が定めている現時点の上限額までの補助金を予算計上しておりますが、本町を含め、ほとんどの自治体で歳出のほうが補助金の上限額を大幅に上回っている状況にあります。国においては、上限額の見直しあるいは交付税措置など、何らかの形で不足分の支援を検討しているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 25ページまでよろしいですか。26ページ、27ページ、28ページ、29ページ、30ページ、31ページ、32ページ、33ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 33ページです。

18款1項1目1節財政調整基金繰入金4億950万円でございます。予算上の財源不足を補うものとして毎年計上しているもので、対前年度比では、1億2,020万円の増額となっております。物価高騰や人件費等の各種経費の増加のほか、新規事業にも積極的に取り組む予算としたこともあり、予算上の財源不足額が増加をしております。

こちらにつきましては、町長が提案理由の説明でも申しましたとおり、ここ数年の歳入増加や歳出削減等の努力により、財政面での体力を蓄えてきましたので、その余力を活用し、町民の皆様に住民サービスの充実という形で還元をしたいとの思いを込めて予算編成を行ったものであり、将来的な財政状況も見据えた上で、支障がないと判断した範囲での予算措置をいたしております。

続いて、3節の特定目的基金繰入金のふるさと吉富まちづくり応援基金繰入金で2,030万1,000円でございます。こちらは、前年度までにいただいたふるさと納税について、一旦基金に積み立てて、翌年度以降の事業に活用をしているものでございます。

令和7年度は、教育・文化・スポーツの振興として講演会事業と小学生の英語体験活動の2事業に、産業の振興として産業祭助成金と事業者チャレンジ応援事業の2事業に、都市基盤・生活

環境の整備として公園整備事業、デマンドタクシー事業拡充分の2事業に、少子高齢化対策、福祉保健医療の充実として、新生児出産祝い品支給事業、敬老会事業、新たな緊急通報システムの整備事業、子ども医療費助成の拡充分、こどもまんなかPR事業、以上の5事業、合計で11事業にそれぞれ活用をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 33ページまでよろしいですか。続きまして34ページ、35ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（友田 哲也君） 35ページをお願いいたします。上から5番目になります。

福岡県後期高齢者医療広域連合分担金です。昨年度は80万7,000円でしたが、551万8,000円と大きく増額しています。令和2年度から後期高齢者広域連合から委託され実施しております、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に伴う交付金の増額となっており、事業内容としましては各自治会で行っているサロンへの参加啓発回数を増やし、さらに今まで糖尿病関係者に実施していましたが保健指導を健康状態不明者、これは特定健診や医療・介護サービスなどを一回も受けていない方々、そういった方々にまで広げて指導を行う予定で、保健師の人員費を大きく見てもらえることになっており、増額となっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 35ページまでよろしいですか。36ページまで。続きまして歳出に移ります。37ページ、38ページ、39ページ、40ページ、41ページ、42ページ、43ページ。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 43ページお願いします。

2目文書広報費10節需用費、印刷製本費及び12節委託料についてです。共に町の広報における印刷製本費及び作成能力向上に係る費用となります。

印刷製本費は、広報よしとみ発行における印刷費となります。前年度比87万8,000円増額の800万1,000円を計上しています。物価高騰に伴う印刷単価などの経費の増加、発行部数も30部増刷した毎月3,100部を必要とするなど、窓口等でも手に取っていただく方が増加している状況です。

補足ではありますが、広報の特集記事や写真の評価も高く、広報コンクールの各部門においても福岡県内で上位に選出されるなど、特に、写真部門は昨年につき、県内1位の結果から全国コンクールにエントリーされている状況です。

次に、12節委託料では、広報作成能力の向上研修としまして、自治体情報や魅力発信分野における総務省地域力創造アドバイザーを講師に迎えて、文章の構成力や表現力の向上を目的とした研修費用22万円を予算計上しています。

広報には、町が取り組む行政施策の方針やビジョンを住民に伝えるという大きな役割があり、また、人口減少の中、広報力をさらに充実し、地域外の方々に町の魅力を発信することで移住者の増加、観光客の誘致、インバウンド需要の取り込みにもつながるなど、職員の情報伝達力の習得や向上が、その効果にも非常に重要と捉え、予算計上しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 43ページまでよろしいですか。続いて44ページ、45ページ。会計管理者。

○会計管理者（奥本 恭子君） 2款1項4目会計管理費の11節役務費の手数料です。196万1,000円を計上しております。

このうち、43万1,000円につきましては、令和7年度から新たに徴収が開始される税公金収納手数料となっております。これは、指定金融機関や収納代理金融機関の窓口で支払われた公金のうち、QRコードがついていない納付書の処理にかかる手数料で、1件当たり税別33円が必要となります。

処理件数の見込みにつきましては、令和5年度の実績を基に計算し、年間約1万1,850件を見込んでおります。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに44ページ、45ページよろしいですか。46ページ、47ページ、48ページ、49ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 48ページをお願いいたします。

2款1項7目電子計算費で前年度比1,879万9,000円の増となっております。こちらは、13節の行政事務電算システムサービス利用料が前年度比で1,744万4,000円増加をしたことが主な理由となっております。

先ほど歳入で申し上げましたシステムの標準化に絡み、標準化後のシステムのサービス利用料が大幅に増加をする見通しで、ほとんどの自治体が同様の状況となっております。そもそも国の方針では、標準化により自治体のシステム運用に関する経費を3割ほど削減をするという目標を定めておりましたが、現状ではその逆となってしまう見込みでありまして、全国の自治体が国に対してコスト削減に向けた対応を求めているという状況でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 48ページ、49ページよろしいですか。続いて50ページ、51ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 51ページをお願いします。

2款1項13目情報化推進費で前年度比3,562万8,000円の増となっております。こち

らは11節LGWAN接続系専用回線使用料が前年度比1,014万円の増、12節基幹業務システム標準化支援委託料が前年度比2,329万8,000円の増と、この2項目が大幅に増加をしていることが主な理由です。

こちらにもシステム標準化の関係でありまして、標準化をされたシステムに新たに接続するための回線費用が、初期導入費用が必要なこともあり、大きく増加をしていることと、実際にシステムを更新することに伴う移行費用等が増加することによるものになります。特に回線費用につきまして、現時点の見込みでは、毎年のランニングコストについてもかなりの高額となっております。特に回線費用につきまして、国において共同調達等により各自治体の回線費用を下げられるよう、現在検討を続けているところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 50ページ、51ページよろしいですか。続いて52ページ、53ページ、54ページ、55ページ、56ページ、57ページ。住民課長。

○住民課長（南 博己君） 57ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費です。マイナンバーカードをお持ちの方につきまして、交付から5年経過で暗証番号の更新が必要となります。今年度は250件、令和7年度900件、令和8年度1,000件、令和9年度には2,500件と更新件数が年々増加していきますので、マイナンバーカード業務に特化した会計年度任用職員の任用に伴う予算、1節報酬、3節職員手当等、4節共済費、9節旅費・費用弁償を予算計上しております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 57ページまでよろしいですか。続いて58ページ、59ページ、60ページ、61ページ、62ページ、63ページ、64ページ、65ページ、66ページ、67ページ、68ページ、69ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（友田 哲也君） 68ページをお願いいたします。

17節備品購入費でございます。今まではその中に、緊急通報システム購入費のほうを計上しておりました。それにつきましても、昨年度そのところが47万3,000円と組んでおりましたので、金額のほうは減額しておるところです。在庫のほうがございますので、通報システムのほうの減額しております。

また、その中に5万5,000円という予算を計上させていただいておりまして、令和7年度はお試的に骨伝導集音器のほうを1台購入する予定にしております。こちらのほうは、窓口での耳のサポート用品となります。今まで目をサポートする配慮として老眼鏡を設置しておりましたが、耳を配慮するものがございませんでした。現在、窓口で耳の遠い方が来たときや、マスクの着用による職員の声の聞き取りづらさでやむを得ず大きな声で話して、周りの来庁者にも内容

が聞こえてしまうという課題が週に数件ありまして、これを解決するために本機器を導入したいと考えます。機器自体は耳の中に入れるのではなく、耳にかけて使い、機器自体が耳の穴の中に入りませんので、極めて衛生的に使用できる商品となっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 68ページ、69ページよろしいですか。70ページ、71ページ、72ページ、73ページ。住民課長。

○住民課長（南 博己君） 72ページをお願いいたします。

3款1項7目人権啓発費です。福岡法務局行橋支局管内の人権ネットワークの市町での持ち回り制によって人権講演会を実施しておりまして、令和7年度は本町で実施することになっております。また、人権の花運動も令和7年度には本町で実施することとなっておりますので、例年より予算を増額して計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 72ページ、73ページよろしいですか。続いて74ページ、75ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 74ページになります。

3款2項1目児童福祉総務費の12節委託料です。説明欄4項目めの昭和保育園委託料1億6,455万4,000円で、前年度と比較して2,442万7,000円を増額した予算としております。

国の公定価格の増額とともに昭和保育園については、現在、改修工事を実施しており、4月より新園舎での運営をスタートさせます。同時に利用定員を現在の110名から125名とし、15名を増員して運営することからの増額した予算となります。

次の75ページをお願いします。

同じく3款2項1目児童福祉総務費の14節工事請負費です。放課後児童クラブ室棟見守りカメラ設置工事費101万8,000円についてです。

こどもまんなか施策の一つとして、放課後児童クラブ内にカメラを設置することにより、児童の見守りを強化し、安全・安心な子どもの居場所づくりに取り組むものです。

特に近年は、外部からの不審者の侵入などの防犯対策や、子供のプライバシーへの配慮など、以前にも増して適切な支援が求められており、問題の早期解明・早期対応に役立てるため、見守りカメラを設置する工事費を計上しております。

なお、この事業の実施に当たっては、国・県よりそれぞれ3分の1ずつの補助が活用できますので、国費・県費の歳入予算も併せて計上しております。

以上になります。

○議長（山本 定生君） 74ページ、75ページよろしいですか。続いて76ページ、77ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 76ページをお願いします。

3款2項2目児童措置費の19節扶助費です。説明欄の一番上、児童手当は1億6,728万円で、前年度と比較して3,800万円を増額した予算としております。

昨年10月に児童手当制度が改正・拡充をされ、主に所得制限の撤廃や対象者がそれまでの中学生から高校生年代まで拡大されるなど、大きな制度改正が行われております。今回は、それに対応した予算として3,800万円を増額した計上としております。

以上になります。

○議長（山本 定生君） 76ページ、77ページよろしいですか。続いて78ページ、79ページ、80ページ、81ページ、82ページ、83ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 83ページをお願いします。

4款1項2目予防費の18節負担金補助及び交付金です。説明欄2項目めの小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業費助成金5万4,000円の新規事業についてでございます。

この事業は、小児・AYA世代として、40歳未満のがん患者を対象に、住み慣れた自宅で安心して生活が送れるように、在宅サービスを受ける利用料の助成事業になります。対象となるサービスは、訪問による介護や車椅子、歩行器などの福祉用具の購入費などが助成の対象となります。

予算は、利用上限額が月6万円で、その1割分6,000円の自己負担分を除いた5万4,000円を計上しております。この事業の実施に当たっては、県より2分の1の補助がありますので、県費の歳入予算も併せて計上しております。

以上になります。

○議長（山本 定生君） 83ページまでよろしいですか。続いて84ページ、85ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林 正典君） 84ページになります。

4款1項3目母子衛生費の12節委託料です。説明欄一番下の産後ケア事業57万2,000円で、前年度と比較して11万円を増額した予算となります。増額分は新規事業となりますので、御説明いたします。

産後ケア事業につきましては、これまで出産直後の母子に対して、心身のケアや育児サポートなどを目的に、産婦人科に宿泊ができるショートステイ事業を行っておりますが、令和7年度からは専門の助産師が自宅まで来て、母乳のチェックや母子の体調確認、育児相談などの訪問支援を受けることができるアウトリーチのサービスも新たに導入するものです。

予算は、単価が1万1,000円で、延べ10日の利用を想定し、11万円を増額した予算としております。なお、この事業の実施に当たっても、国2分の1、県より4分の1の補助が活用できますので、併せて歳入予算も計上しております。

次の85ページをお願いいたします。

同じく4款1項3目母子衛生費の19節扶助費です。説明欄一番下の低所得妊婦初回産科受診料扶助費5万円の、これも新規事業についてです。

この事業もこどもまんなか施策の一つとして、低所得の妊婦の経済的負担を軽減するため、初回の産婦人科での受診料を助成する事業になります。妊娠が分かってから以降の妊婦健診については、既に助成をしていますので、今回、低所得の妊婦に対して初回の受診料を助成することで、妊娠の状況を把握し、必要な支援にもつなげていくものです。

予算は、上限1万円で5人分の5万円を計上しております。この事業の実施にあたっては、国より2分の1の補助がありますので、国費の歳入予算も併せて計上しております。

以上になります。

○議長（山本 定生君） 85ページまでよろしいですか。続いて86ページ、87ページ、88ページ、89ページ、90ページ、91ページ、92ページ、93ページ、94ページ、95ページ、96ページ、97ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（守口 元子君） 97ページをお願いします。

7款1項2目商工業振興費18節負担金補助及び交付金、説明欄一番下の産業祭助成金278万円について御説明いたします。

これは令和6年度におきましては、春まつり助成金として吉富町商工会への助成金を予算計上しておりましたが、令和7年度は産業祭助成金として名称の変更をしております。

変更の理由としましては、吉富町商工会では、毎年5月下旬に開催されている春まつりでは、近年の気候変動により5月下旬の気温が上昇し、熱中症により救護、救急搬送があったことから、開催時期について現在検討しているため、開催時期が変更しても対応できるように、産業祭と名称を変更して本年度は計上しております。

予算額278万円につきましては、イベントの規模は従来の春まつりと変更はありませんので、令和6年度と同額の予算額となっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 97ページまでよろしいですか。続いて98ページ、99ページ、100ページ、101ページ。建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 101ページ、8款2項2目道路新設改良費14節工事請負費の町道新設改良工事費6,017万円をお願いいたします。併せて予算の概要28ページの中段、狭

あい道路整備事業をお願いいたします。

予算の概要説明の歳出、①に土屋地区での町道岩本石倉線ほか1路線道路拡幅工事2,090万円を計上しています。これは令和6年度予算に計上した事業として、国費の交付決定額が要望額を下回ったため、地方自治法213条の規定に基づき、交付決定がない事業費を財源とする繰越手続きができないため、土屋地区の狭あい道路事業を令和6年度補正予算で減額し、その事業費を令和7年度当初予算に計上するものです。

同様の理由で、21節の建物移転補償費440万円のうち、令和6年度予算で計上しておりました電柱移転補償費340万円を令和7年度予算に振り替えています。

以上です。

○議長（山本 定生君） 101ページまでよろしいですか。102ページ、103ページ、104ページ、105ページ。建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 104ページ、8款4項3目公園費14節工事請負費の公園整備工事費3,572万円をお願いいたします。併せて予算の概要29ページの中段、かわまちづくり事業をお願いいたします。

事業概要説明の2段目の右側にあります予算総額の7,592万円は、令和6年度に計上しました公衆トイレなどの便益施設の工事費でしたが、今年度、国の交付決定額が要望額を下回ったため、財源根拠のある4,500万円を令和6年度から令和7年度に繰越しを行い、令和6年度予算との差額である3,092万円を令和7年度予算、当初予算に計上し、改めて国に補助事業として一体的に要望するものでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 105ページまでよろしいですか。続いて106ページ、107ページ、108ページ、109ページ、110ページ、111ページ、112ページ、113ページ、114ページ、115ページ。教務課長。

○教務課長（石丸 順子君） 114ページをお願いします。

10款2項1目学校管理費です。7節報償費、一番下の弁護士等謝金68万円について御説明します。

吉富小学校で令和4年度と令和6年度に発生したいじめ重大事態について、令和6年度から調査を開始しておりますが、共に令和7年度の調査終了に向けて調査委員会委員の謝金を計上するものです。委員であります弁護士と臨床心理士の謝金を計上しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 114ページ、115ページよろしいですか。続いて116ページ、117ページ。教務課長。

○教務課長（石丸 順子君） 116ページ、10款2項1目学校管理費です。

12節下から3項目め、いじめ防止対策推進法第28条における調査報告書作成業務委託料66万円について御説明します。

114ページ、7節で御説明しましたいじめ重大事態について作成する報告書の作成業務委託料で、令和4年度発生分と令和6年度発生分について、それぞれ33万円の66万円を計上しております。

この予算につきましては、令和6年度予算にも計上しておりましたが、報告書作成年度が令和7年度となるため、令和6年度予算計上分については支出をせず、令和7年度予算に計上するものです。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 117ページまでよろしいですか。続いて118ページ、119ページ、120ページ、121ページ、122ページ、123ページ、124ページ、125ページ、126ページ、127ページ、128ページ、129ページまで。

続いて、130ページ債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書、131ページ、132ページまで。

次に133ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書。

次に134ページ給与費明細書、135ページ、136ページ、137ページ、138ページ、139ページ、140ページ、141ページ、142ページ、143ページまで。

執行部の皆さん、説明漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上で、議案第20号に関する執行部からの説明を終わります。

ここで暫時休憩を入れます。再開は13時といたします。

午後0時00分休憩

-----  
午後1時00分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き再開いたします。

-----  
**日程第15. 議案第21号 令和7年度吉富町国民健康保険特別会計予算について**

○議長（山本 定生君） 日程第15、議案第21号令和7年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。予算書1ページ、歳入2ページ、3ページ、歳出4ページ、5ページ、6ページ事項別明細書、総括歳入、7ページ同じく総括歳出、次に歳入8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、12ページまで。歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。13ページ、14ページ、15ページ、16ページ、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ、21ページ、22ページまで。歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、給与費明細書23ページ、24ページ、25ページ、26ページ、27ページ、28ページ、29ページ、30ページ、31ページまで。次に32ページ保険給付費に係る内訳明細書。

以上、予算書全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号令和7年度吉富町国民健康保険特別会計予算については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第16．議案第22号 令和7年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第16、議案第22号令和7年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、4ページ事項別明細書、総括歳入、5ページ同じく総括歳出、次に歳入6ページ、7ページ、8ページまで。歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。9ページ、10ページ、11ページまで。歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号令和7年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第17. 議案第23号 令和7年度吉富町奨学金特別会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第17、議案第23号令和7年度吉富町奨学金特別会計予算についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、4ページ事項別明細書、総括歳入、5ページ同じく総括歳出、次に歳入6ページ、7ページ、8ページまで。歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。9ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 貸付金が前年度と同じ額が計上されています。ということは、前年度と同じような予定を組んでいらっしゃると思うんですけど、先ほどの補正予算でかなりの額が減額補正されていて、で、今回同じということは何らかの手だてをを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 教務課長。

○教務課長（石丸 順子君） この歳出予算につきましては、奨学金条例に規定をしております大学生や専門学校生40人以内、高等学校生15人以内という金額で、条例の規定の皆さんに貸付けができる金額として予算の計上をさせていただいております。

この奨学金の関係なんですけれども、令和3年度に条例改正をしまして、貸付けの一月の金額が大学生で4万5,000から6万円に、そして返還につきましても、これまでは貸付けの2倍の期間で返還をしていたものが、3倍の期間ということで借しやすい制度にするように心がけてまいりました。

また、本年度につきましては、連帯保証人の方の住所の要件もなくしまして、また借りやすい状況を整えてきているというふうに自負しておりますので、令和3年度から増やしました審査の回数も年1回から2回にするなどして、より周知をして、皆さん、所得制限もないこの本町の奨学金ですので、どんどん使ってどんどん学んでいただけるように周知をしまいたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。じゃあ、歳入歳出全般について御質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上、予算書全般について御質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号令和7年度吉富町奨学金特別会計予算については、総務文教委員会に付託いたします。

---

#### 日程第18. 議案第24号 令和7年度吉富町水道事業会計予算について

○議長（山本 定生君） 日程第18、議案第24号令和7年度吉富町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。予算書1ページ、2ページ、3ページ、4ページまで。次に5ページ重要な会計方針に係る事項に関する注記、続いて6ページ当初予算実施計画書収益的収入及び支出、収入、7ページ支出、8ページ資本的収入及び支出。次に予定キャッシュフロー計算書9ページ、10ページ、次に給与費明細書11ページ、12ページ、13ページ、14ページ、15ページ、16ページ、17ページまで。

次に、債務負担行為に関する調書18ページ、当年度予定貸借対照表19ページ、20ページ、21ページ、前年度予定貸借対照表22ページ、23ページ、24ページ、前年度予定損益計算書25ページ、26ページ。

次に、当初予算実施計画明細書、収益的収入及び支出、収入27ページ、28ページ、支出29ページ、30ページ、31ページ、32ページまで。資本的収入及び支出、収入33ページ、支出34ページ。

以上、予算書全般についての御質疑ありませんか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 現在、どこの自治体の水道管の老朽化っていうのが問題になっています。本町も老朽化に伴い、下水道工事と一緒に新しいのに変わっていると思いますが、分かる範囲でいいんですけど、全体の町内に、今、埋設してます水道管のうち、どれぐらい新しくなったのかっていうのが教えていただければと思います。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） お答えいたします。

今、議員の御質問にもありましたように、本町は下水道工事の施工、下水道管の布設とともに水道管を布設替えを行っております。

下水道のほうで言いますと、全体の下水道計画区域の約7割近くが、現在、施工済みであります。そういうことで考えれば、伴って水道も約7割程度というようなことが考えられますが、あくまでも今ちょっと私の記憶にあるのが、統計的なことですが、令和5年度末における水道統計では、40年以上の経過をしておる水道管につきましては63.5%だったと思います。布設替えが施工されております。それで、どうしても下水道工事をする際に、推進工事であったり、道路幅が非常に広いところの下水道工事であれば水道管を引き上げずに済んで、下水道工事が進捗できた場所もあります。そういったところにおいては、水道管の同時布設替えというのが、その当時に行われていないところもありますので、63.5%という数字が出ております。

まさしく今、議員さんの駐車場に隣接したJRの下のところで、今、水道管の布設替え工事を実施しております。あの部分が、下水道も随分以前に推進工事といって、機械が地面の中を穴を掘る方法ですね。地面を掘削しなくて下水道管を布設をしております。そのために、JRの下の部分については、昭和47年に布設をした簡易水道当時の水道本管が残っております。で、ああいった場所が、今、先ほどの議員さんの質問にもありましたように、老朽化で破裂をした際には、町の北側部分全体が断水を引き起こす、そういった危険性がありましたので、令和6年度予算で措置をさせていただいて現在の布設替えを進めております。そういった形で、今後も安心・安全な水道水の供給持続可能な水道施設と、というようなことを念頭に置きまして、布設替えを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。

以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号令和7年度吉富町水道事業会計予算については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

**日程第19. 議案第25号 令和7年度吉富町下水道事業会計予算について**

○議長（山本 定生君） 日程第19、議案第25号令和7年度吉富町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。予算書1ページ、2ページ、3ページ、4ページまで。次に5ページ重要な会計方針に係る事項に関する注記、6ページ当初予算実施計画書収益的収入及び支出、収入、支出7ページ、8ページ資本的収入及び支出。次に、予定キャッシュフロー計算書9ページ、10ページまで。次に給与費明細書11ページ、12ページ、13ページ、14ページ、15ページ、16ページ、17ページまで。

次に、債務負担行為に関する調書18ページ、当年度予定対貸借対照表19ページ、20ページ、21ページ、前年度予定貸借対照表22ページ、23ページ、24ページ、前年度予定損益計算書25ページ、26ページまで。

次に、当初予算実施計画明細書、収益的収入及び支出、収入27ページ、28ページ、支出29ページ、30ページ、31ページ、32ページまで。資本的収入及び支出、33ページ収入、34ページ支出。

以上、予算書全般について御質疑はありますか。横川議員。

○議員（6番 横川 清一君） 確認なんですけれども、下水道の事業は、全地域を網羅するわけではなく、費用対効果と地域の特性を考えながら進めていくということを私、覚えているんですけど、そういう考えでよろしいでしょうか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 今、議員さんが言われたとおりですね、今、本町の下水道事業は、吉富町全町区域を下水道区域として整備しているわけではなくて、議員さんが言われたとおりに、数軒しかないところに数百メートルの下水道管を布設するというのは、非常に、経済的にも費用対効果的にも、なかなか財政的にも大変なところがあります。

まず、現在そういったところで、町の周辺部の家の軒数が少ないところについては、下水処理につきましても、合併処理浄化槽において処理をしていただきたいと思いますと考えております。

現在、下水道の計画区域と思っている、定めている区域をまずは中心に現在進めております。で、その周辺区域を下水道を全くやらない、考えてないというわけではなくて、現在のところは、集落のまとまった地域を中心に下水道エリア整備区域として考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。

以上、ほかに御質疑ありませんか。矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 附属資料の28ページを見ますと、佐井川橋を渡って界木、直江のほうまで進めるんで、佐井川橋につったりとか、そういう強度のほうはしっかり考えていらっしやるんでしょけれど、その辺は大丈夫かということと、工事のその部分の予算といいますか、恐らくポンプで上げるんでしょ、そして橋を渡して、そこの部分の予算はこの工事費ですか。この中のどれぐらいの金額を占めるんでしょか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） お答えいたします。

今、言われました附属資料の28ページにおける下水道、これは、この図面は下水道の詳細設計の業務を行いたいというところでの計画であります。

下水道工事を進める上で、基本計画というのはまずは大本があるんですが、その先で詳細設計を行い、その詳細設計を基に実施設計を行います。で、その実施設計書を基に工事をするわけなんですが、今回のこの予算計上させていただきました、今、御質問がありました界木地区におきましては、これ実は令和6年度も計画として持っておりました。で、国のほうにいろいろと申請書等を国庫補助金をいただくための手続等進めてまいりましたが、令和6年度においては下水道分野だけでなく、いろんな事業費において国の予算が減額されるというような状況もございました。

そして、これは2年ぐらい前の会計検査だったと思うんですが、老朽化した、いわゆる橋等に下水道管を布設するということが検査の対象になりまして、会計検査で全国で調査が行われました。まさしく、吉富町の佐井川に架かる橋ですね、ああいったものが対象となって、それが国庫補助を利用した下水道工事としてはどうなのかということで随分と指摘を受けました。

そういった背景もありまして、令和6年度に町の単独費、町の財源を使って、言葉が適切かどうか分かりませんが、無理に詳細設計をするということは、私は、一旦取りやめました。そして、現在、佐井川橋に添架するということが会計検査で指摘されるならば、ほかの橋になるのか、あるいは橋に添架しない川の渡し方を考えるのか、そういったところをこの令和6年度において検討を重ねてきました。で、そういった工法も一つ二つ、候補というものが見つかってきましたので、そういった内容をもって再度令和7年度に、この佐井川橋のほうを詳細設計を行い、今後の実施工事に向けて進めていきたいという思いでの、令和7年度での詳細設計のこういった委託費の計上となります。

そして、今、説明しましたように、今回は詳細設計の業務の予定として上げておりますので、議員さん御質問されましたこのポンプ施設等について、幾らかかるかはこの詳細設計の中で計画

をしていきますので、まだ具体的にそのポンプ施設の金額が幾らかっていうのは、私どものほうではつかめておりません。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号令和7年度吉富町下水道事業会計予算については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

---

#### 日程第20. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（山本 定生君） 日程第20、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書32ページをお願いいたします。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に対し推薦したいので、意見を求める。

住所、吉富町大字広津51番地1、氏名、中川和生。昭和31年4月23日生まれ。

住所、吉富町大字小犬丸351番地7、氏名、今井純子。昭和35年10月26日生まれ。

住所、吉富町大字土屋433番地2、氏名、宮房佳子。昭和32年5月1日生まれ。

令和7年6月30日をもって任期が満了する中川和生氏、今井純子氏を再推薦し、内山弘美氏の後任として、新たに宮房佳子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

中川氏は、広津上区にお住まいで現在68歳でございます。大学を御卒業後、吉富製菓株式会社に入社をされ、退職後の平成29年度から令和2年度まで広津上区の自治会長としても御活躍をされました。令和元年7月に人権擁護委員を委嘱され、現在に至っております。男女平等の理念の実現に関心をお持ちで、人権擁護委員協議会の男女共同参画問題部会に所属をされ、吉富町人権擁護委員のリーダー的立場で、特設人権相談所での相談対応、小学校での人権の花運動や中学校での人権教室に積極的に参加をされるなど御尽力をいただいております。

今井氏は、喜連島下区にお住まいで現在64歳です。昭和保育園で保育士として勤務をされた後、昭和62年に吉富町役場に入庁され、令和2年までの34年間、吉富保育園や吉富小学校の

給食調理員として勤務をされました。令和4年7月に人権擁護委員を委嘱され、現在に至っております。保育園や小学校での勤務経験があるため、子どもに関わる人権問題に強い関心をお持ちで、人権擁護委員協議会の子ども問題部会に所属をされ、子どもに対するいじめや体罰、虐待などの人権問題への対応や女性の方が相談しやすい環境づくりに御尽力をいただいております。

最後に、新任の宮房佳子氏です。宮房氏は、土屋区にお住まいで現在67歳です。大学を御卒業後34年間にわたり、教員として北九州市内の小学校を皮切りに、豊前市内の小学校を中心に勤務をされ、最終的に吉富小学校の教諭としても御活躍をされました。小学校の教員という、子どもに関わる仕事に長年携わってこられましたので、子どもの人権問題に強い関心をお持ちであり、相談者の方々のお話を聞き、御自身も勉強されながら、各種の活動に取り組んでいきたいとの強い意欲をお持ちでございます。

以上、3名の方々は、いずれも人権擁護委員としてふさわしい経験やお考えをお持ちであり、適任者として法務大臣に推薦したいと思っておりますので、町議会の意見を求めるものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山本 定生君） 担当課長の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。先ほど、担当課長から説明がありました。本諮問は、1議案で3名の人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるものです。質疑、討論、採決は分離採決により行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） また、採決の方法は起立により行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。それでは、質疑、討論、採決は分離採決にて、また、採決の方法は起立にて行うことに決定いたしました。

まず、中川和生氏から質疑、討論に入ります。中川和生氏に対して御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから中川和生氏について採決いたします。中川和生氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 定生君） ありがとうございます。起立多数であります。よって、中川和生氏を適任とすることに決しました。

次に、今井純子氏について質疑、討論に入ります。今井純子氏に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから今井純子氏について採決いたします。今井純子氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 定生君） 結構です。起立多数であります。よって、今井純子氏を適任とすることに決しました。

次に、宮房佳子氏について質疑、討論に入ります。宮房佳子氏に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから宮房佳子氏について採決いたします。宮房佳子氏を適任とすることに賛成の諸君の起

立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山本 定生君） 結構です。起立多数であります。よって、宮房佳子氏を適任とすることに決しました。

---

**日程第21、議案第26号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合の規約の変更について**

○議長（山本 定生君） 日程第21、議案第26号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書33ページをお願いいたします。

福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日を限り、福岡県市町村職員退職手当組合から下田川清掃施設組合を脱退させ、令和7年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更する。

理由としまして、令和7年3月31日を限りに、下田川清掃施設組合が解散をされることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、同組合の規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書34ページをお願いいたします。併せて附属資料29ページを御覧ください。

まず、福岡県市町村職員退職手当組合規約の別表第1、田川郡の項から「下田川清掃施設組合」を削ります。

続きまして、附属資料は次の30ページになります。

別表第2の第5区の項から下田川清掃施設組合を削ります。

以上、組合を組織する地方公共団体の数を1団体減少し、2か所の規約の改正を行うものでございます。

附則としまして、この規約は令和7年4月1日から施行することといたします。

以上で説明を終わります。御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 担当課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第22．議案第27号 土地改良事業の施行について

○議長（山本 定生君） 日程第22、議案第27号土地改良事業の施行についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 議案書の35ページをお願いいたします。

議案第27号土地改良事業の施行について御説明申し上げます。

迫池地区の土地改良事業、農業用ため池整備事業を施行するに当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

こちらの議案第27号、別紙の土地改良事業計画概要書をお願いいたします。こちらに沿って御説明させていただきます。

当該地区の迫池につきましては、吉富鳳寿園西側に隣接し、令和4年度に堤体からの漏水が発見されております。また、本ため池は下流側に家屋や施設があることから、県に防災重点農業用ため池に指定され、法令に基づいた国の基準で工事を行う必要がございます。このため、国・県から補助金75%が財政措置され、町単独分を公共事業等債の交付税措置を考慮しますと、町の

実質負担額が約14%となります。

また、総事業費は、令和5年度策定の実施計画書により1億600万円であり、今年度、農政局と計画書についての事前協議を終えております。

今後の予定につきましては、土地改良法の手続を令和7年6月までに終え、その後、実施設計、令和8年度・9年度の2か年で堤体改修工事を行う予定としております。

こちらの別紙1枚をめぐっていただきまして、主な工事内容について説明差し上げます。1ページ目の左下、3ポツの堤体の改修計画にございますように、堤体の遮水性を確保するため、刃金土による改良とブロックマットによるのり面保護を行います。

続いて、2ページ右上の4ポツ洪水吐の改修計画の4行目に記載されていますように、大雨が降ったときに、現在の排水能力は1時間当たり101ミリと、ため池の設定基準を満たしていないことから、200年降雨確率の136ミリの洪水吐に改良いたします。

その下、5ポツの取水設備の改良計画としまして、現在は、土地改良区が取水するため、水面近くまで下りてから木栓で開け閉めする危険な状態ですが、堤体の上からハンドルを回すことで取水できる安全な仕組みに変更する予定としております。

計画概要につきましては、以上でございます。御審議の上、御議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 担当課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。質疑ありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号土地改良事業の施行については、原案のとおり可決することに決しました。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

○議長（山本 定生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後1時39分散会

\_\_\_\_\_

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 3月 4日

議 長

署名議員

署名議員